

○茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則

平成27年9月30日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例（平成27年茅ヶ崎市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 条例第2条第1項の認定（以下「認定」という。）の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出してしなければならない。

- (1) 名称及び代表者の氏名
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 主として活動する区域

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 構成員の一覧を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定の基準)

第3条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定めるコミュニティは、次に掲げるものとする。

- (1) 地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ
- (3) 児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ

2 条例第2条第2項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 主たる事務所の所在地
- (2) 代表者に関する事項
- (3) 会議に関する事項

(認定の通知)

第4条 市長は、認定の申請があった場合において、認定をするときはその旨を、認定をしないときはその旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、役員（代表者を含む。）の氏名とする。

(書類の提出)

第6条 条例第6条の規定による書類の提出は、5月20日までにしなければならない。

(補則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。